

衆議院事務総長 岡田 憲治 殿

内閣府男女共同参画局長
林 伴 子 (公印省略)

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する
実施要領の一部改正について (通知)

平素より、女性の活躍推進に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各機関におかれましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第24条第1項の規定に基づき、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組を進めていただいているところです。

今般、本取組の実施状況や関係法令の改正を踏まえ、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「実施要領」という。）を改正しましたので、下記のとおり、改正の内容を御了知いただくとともに、これを踏まえた本取組の更なる推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 主な改正内容

- ① 令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が常用労働者「301人以上」から「101人以上」の事業主に拡大されることに伴い、同計画の策定による加点評価の対象について、計画の策定が努力義務である企業が計画を策定した場合に限定するため、常用労働者「300人以下」から「100人以下」に改正。（第1の1. (2)②及び別紙1関係）
- ② 毎年度、内閣府が実施する取組状況の調査・公表事項について、取組を実施した調達に関する加点評価の実施状況や、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加及び受注の状況等、新たに実施する項目を含めて明記。（第3の1. 関係）
- ③ 次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）に基づき、令和4年4月1日から、くるみん認定やプラチナくるみん認定の基準が引き上げられることを踏まえ、これらの認定に係る配点について、その難易度に応じて引上げを行うとともに、トライくるみん認定の新設を踏まえ同認定の区分を新設。（別紙1関係）

(2) 施行期日

令和4年4月1日

2 本取組の推進について

(1) 本取組の全面的な実施に向けた取組

本取組の実施状況について、国の機関においては、過去3か年度の取組の件数・金額がともに増加しているものの、令和2年度の実施率は金額ベースで約4割に留まっています。(別添3のP3参照)

毎年度における本取組の全面的な実施に向けた一層の取組が図られるようお願いいたします。

(2) 各調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業に対する加点割合の引上げ

加点評価を行う際の配点の最大値については、実施要領において5, 7, 10, 12%の4種類を例示しているところ、各機関が令和2年度の調達で実際に適用した加点割合は、物品役務等では平均4.3%、公共工事等では平均2.1%であり、実施要領に例示している最低の加点割合である5%を下回っているところです。(別添4のP6, 7参照)

また、各機関が自ら定めた方針に示している加点割合を実際の加点割合が下回っている事例もみられました。(別添4のP16参照)

女性活躍推進法第24条第1項の規定の趣旨を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向け、各調達における同企業に対する加点割合の更なる引上げをお願いいたします。

(3) 本取組の実施状況に関する調査・公表

今般の実施要領の改正を踏まえ、各機関における加点評価の実施状況や、それに伴うワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加や落札の状況等を含めた本取組の実施状況について、毎年度、内閣府が調査・公表を行い、更なる見える化を進めることにより、各機関の取組の後押しを図ってまいりますので、引き続き本取組の実施状況に関する調査・公表への御協力をお願いいたします。

別添資料

- 別添1 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定
- 別添2 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(改正後溶け込み版)
- 別添3 公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について(令和2年度)
- 別添4 公共調達の活用による女性の活躍促進について(令和2年度の取組の実施状況)
- 別添5 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)抜粋